

## 【カンタン解説シリーズ】 「会社法の改正動向」

現在、法相の諮問機関である「法制審議会」で会社法の改正案の審議を行なっています。これが通れば、現在の会社法の体系が大きく変わってきます。商法の会社に関する部分とその他の法律が一体化されて、新たに「会社法」という新しい法律が制定されることとなります。

予定としては、法制審議会が来年の初めにも法相に答申。法務省は次期通常国会に提出し、可決する予定です。法案が可決されれば、2006年度から施行されることになります。

皆様の会社にも、大いに関係あることもありますので、簡単にまとめておきます。

### 1. 会社の類型

- ◆ まず大きなことは、**有限会社が廃止され、株式会社に一体化**されることです。ただし、経過措置として、「有限会社」の商号を引き続き使用することもできます。なお、改正後設立する会社には、当然「有限会社」の商号は付けられません。
- ◆ 合同会社（日本版LLC）が新たに創設されます。合同会社は、株式会社と同様に、その出資者（社員）は有限責任となります。すなわち、社員は出資した額だけの責任を負う、こととなります。

株式会社と違うのは、その運営が合名会社や合資会社と同じように「組合的規律」で運営されることです。

株式会社では、出資額に応じて議決権があり、利益も分配するため、資本力がある人が有利。それに対して「組合的規律」では、利益分配や意思決定などの方法が定款で自由に決められるため、高い技術がある研究者や指導力を持つ経営者を呼び込むことができます。知的財産活用型の会社類型と言えるでしょう。

なお、アメリカのLLCでは、税制において、合同会社自体に法人税を課税する方法と、組合員に損益が帰属して課税するパススルー課税の選択制になっています。それが、LLCが広まる要因になっています。

日本の税制がどうなるかは、まだこれからです。

- ◆ 以上のように、今後の会社類型は、株式会社、合同会社、合名会社、合資会社の4分類になります。  
また、株式会社の中でも、通常の株式会社と株式譲渡制限のある会社の2つに大きく分かれてきます。

## 2. 最低資本金規制の撤廃

- ◆ 最低資本金は、現在、株式会社1,000万円、有限会社300万円となっていますが、これが撤廃されます。  
すなわち、1円株式会社の設立も認められ、その後増資するかどうかは会社の判断となります。
- ◆ したがって、現在の1円会社の特例も、その中に吸収されてしまいます。  
あと、1年半待てば、1円会社は自由に作れる、ということです。

## 3. 株式会社の機関

これからは、株式会社は、中小企業・同族会社など小さい会社を中心にした株式譲渡制限会社と、それ以外に分かれていきます。譲渡制限とは、その会社の株式を譲渡するのに、取締役会の承認が必要な会社のことをいいます。通常、小さい会社は定款に譲渡制限の規定を設けています。

### (1) 株式譲渡制限会社

- ◆ 取締役会を設置するかどうかは、任意になります。
- ◆ 取締役会を設置しない場合は、次の「有限会社型」の機関設計が適用されます。
  - ①取締役は、1人で足りる。
  - ②監査役または、後述する会計参与を置くかどうかは、任意となる。
  - ③取締役、監査役の任期を最大10年までとすることができる。
  - ④株主総会の招集通知は1週間前（さらに短縮可能）まで。
  - ⑤株主総会の招集通知は、書面等によらなくてよい。他
- ◆ 取締役会を設置した場合には、譲渡制限会社以外と同様です。

## (2) 株式譲渡制限会社以外の会社

- ◆ 取締役会の設置は、強制となります。
- ◆ この場合、監査役、会計参与、または3委員会のいずれかを設置しなければなりません。基本的には監査役を置けば問題ありません。
- ◆ 3委員会とは、指名委員会、監査委員会、報酬委員会、執行役 を言います。これらについての説明は、今回は省略します。

## (3) 会計参与

今回、会計参与という新しい会社の機関が設けられます。これについては、我々会計人がかかわってくるので、私たちにとっても大変関心の高いところです。

- ◆ 会計参与を置くかどうかは、会社の任意である。
- ◆ 会計参与になれるのは、税理士（税理士法人を含む）および公認会計士（監査法人を含む）だけである。
- ◆ 会計参与は、株主総会で選任され、その任期・報酬等は取締役と同様の規定に従うものとされている。また、会計参与は、登記されることになる。
- ◆ 会計参与は、取締役と共同して、決算書類を作成するものとされている。
- ◆ 会計参与は、株主総会において、決算書類に関して株主が求めた事項に関して説明しなければならない、説明責任が課せられている。
- ◆ 会計参与は、会社とは別に決算書類を5年間保存し、株主および債権者の閲覧等の請求に応じなければならない。
- ◆ 会計参与は、株主代表訴訟の対象とされる。

以上のように、会計参与は、会社と一体となって、決算書類を作成し、利害関係者に対して会社の側に立って、対応することが求められている。

会計担当重役のようなものである。

会社として会計参与を置くかどうかは、体外的な観点から判断することになるのではないのでしょうか。すなわち、会計専門家である会計参与が、決算書類の作成・説明に携わっていれば、その会社の財務的な信用度は高くなるのではないか、そう見られるのではないか、ということです。

あるいは、会社に財務の専門家がない場合は、会計参与にその役割を求めるのかも知れません。いずれにしても、私たちにとってみれば、1つのビジネスチャンスが増えるということでもありますね。

## 4. 資本の部について

### (1) 資本の部の変動手続き

株式会社は、いつでも、株主総会の決議によって、資本の部の中身を変動させることができるようになる見込みである。

たとえば、次のようなことです。

- ・ 資本金、準備金の増減（準備金を資本金に繰り入れたり、逆に準備金にしたり）
- ・ 利益剰余金の資本への組み入れ
- ・ 期中での任意積立金の積み立て など

### (2) 資本金、準備金の減少額の規制撤廃

資本金の減少（減資）や準備金の減少について、いくらまで減少できるかの規制は撤廃すること。すなわち、いくらまでにも減資できる、ということである。これは最低資本金制度がなくなることにも関連しています。

### (3) 法定準備金の一本化

資本準備金と利益準備金は、単に「準備金」として一本化になります。

### (4) 開示書類関係

#### ① 「株主持分変動計算書」

株式会社は、貸借対照表、損益計算書、営業報告書に加え、「株主持分変動計算書」を作成することになる。これは、(1)によりいつでも資本の部の変動ができることになったことにより、設けられた書類です。

#### ② 附属明細書

株式会社は、附属明細書を作成しなければならないとされ、その記載内容については、株式会社の規模・機関設計のあり方を踏まえて、合理化等所要の措置が講じられる見込みです。

#### ③ 決算公告

株式会社は、その規模・機関設計のあり方にかかわらず、決算公告をしなければならない。これについては複数の案があったが、現行どおり、すべての会社に義務付けられることになりそうです。

以上